

四監査第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施したので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表する。

令和4年2月22日

四国中央市監査委員 宝利良樹

四国中央市監査委員 三宅繁博

請求人

四国中央市 [REDACTED]

請求人 A 様

四国中央市 [REDACTED]

請求人 B 様

四国中央市 [REDACTED]

請求人 C 様

四国中央市監査委員 宝利良樹

四国中央市監査委員 三宅繁博

四国中央市職員措置請求書の監査結果について（通知）

令和3年12月23日付けで提出のあった四国中央市職員措置請求書に係る監査結果を、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

第1 監査の請求

1 請求人

四国中央市 [REDACTED]

請求人 A

四国中央市 [REDACTED]

請求人 B

四国中央市 [REDACTED]

請求人 C

2 請求書の提出日

令和3年12月23日

3 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

四国中央市長その他の執行機関又は職員（以下「市長等」という。）に対し、下記3件の勧告を行うよう求める。

記

- ア 株式会社予州興業に対し、金 4,450,177 円及びこれに対する延滞金を四国中央市へ支払うよう請求する等必要な措置をとること。
- イ 株式会社予州興業に対し、金 4,111,599 円及びこれに対する延滞金を四国中央市へ支払うよう請求する等必要な措置をとること。
- ウ 株式会社予州興業に対し、金 7,128,000 円及びこれに対する延滞金を四国中央市へ支払うよう請求する等必要な措置をとること。

(2) 請求の理由

下記 3 件の工事請負契約について、受注者である株式会社予州興業の元役員の刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）の罪による有罪判決が確定している場合、市は株式会社予州興業に対し、契約に基づく賠償金債権（請負代金額の 10 分の 1 に相当する額）を有している。しかし、請求人らの知りうる限り、当該債権につき、市長等は何ら必要な措置をとっておらず、財産の管理を怠っている。

記

- ア 二名漁港海岸保全施設改良工事（その 2）（以下「本件工事請負契約 1」という。）
契約日 令和元年 8 月 2 日 請負金額 44,501,766 円
- イ 二名漁港海岸保全施設改良工事（その 3）（以下「本件工事請負契約 2」という。）
契約日 令和元年 12 月 20 日 請負金額 41,115,994 円
- ウ 二名漁港海岸保全施設改良工事（以下「本件工事請負契約 3」という。）
契約日 令和 2 年 6 月 15 日 請負金額 71,280,000 円

4 請求の受理

本件請求については、令和 3 年 12 月 24 日付けで收受し、審査の結果、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、令和 4 年 1 月 13 日付けでこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求の内容から、本件工事請負契約 1、本件工事請負契約 2 及び本件工事請負契約 3 に基づき、市は株式会社予州興業に対する賠償金債権を有しているか、また、賠償金債権及び延滞金について、財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

2 監査対象機関

四国中央市経済部農林水産課（以下「所管課」という。）

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 7 項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を付与すべく日程について打診したが、請求人は陳述を辞退し、新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象機関、関係職員による陳述等

所管課に対し、弁明書及び証拠書類の提出を求めるとともに、令和4年2月4日に関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実

(1) 賠償金債権の発生について

株式会社予州興業の元役員の刑法第96条の6の罪による有罪判決は、令和3年8月3日に確定し、同日に所管課がそれを確認した。有罪判決が確定したことにより、本件工事請負契約1及び本件工事請負契約2の約款第51条第1項、本件工事請負契約3の約款第58条第1項に基づき、市は株式会社予州興業に対し、請負金額の10分の1に相当する額の賠償金債権3件を有することとなった。

(2) 賠償金の額について

ア 本件工事請負契約1は、令和2年2月14日付け工事変更請負契約により21,766円減額となり、最終的な請負金額は44,480,000円となった。これにより、賠償金の額は最終的な請負金額の10分の1相当額である4,448,000円となる。

イ 本件工事請負契約2は、令和2年6月15日付け工事変更請負契約により969,994円減額となり、最終的な請負金額は40,146,000円となった。これにより、賠償金の額は最終的な請負金額の10分の1相当額である4,014,600円となる。

ウ 本件工事請負契約3は、請負金額についての工事変更請負契約はないため、賠償金の額は当初の請負金額の10分の1相当額である7,128,000円となる。

(3) 賠償金の請求及び納付について

株式会社予州興業の元役員の刑法第96条の6の罪による有罪判決が確定したことを確認した所管課は、本件工事請負契約1、本件工事請負契約2及び本件工事請負契約3に基づく賠償金3件の請求について市長の決裁を受け、令和3年8月24日付けで株式会社予州興業に対して当該賠償金を請求した。また、その納付期限については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項に定める工事代金の40日以内を参考に、令和3年10月4日とした。そして、株式会社予州興業から令和3年9月1日に3件の賠償金が全額納付された。

2 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求を棄却する。

(2) 判断の理由

本件請求にかかる賠償金債権について、市は、本件工事請負契約1に基づく

4,448,000円、本件工事請負契約2に基づく4,014,600円及び本件工事請負契約3に基づく7,128,000円を株式会社予州興業に請求し、その全額がすでに納付されていることを確認した。

次に、延滞金については、本件工事請負契約1及び本件工事請負契約2の約款では次のように規定されている。

(賠償金等の徴収)

第53条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に定める率を下回らない率で計算して得た額の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に定める率を下回らない率で計算して得た額の延滞金を徴収する。

また、本件工事請負契約3の約款では次のように規定されている。

(賠償金等の徴収)

第60条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、前項の相殺をした日の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

これに対し、前述した事実のとおり、令和3年8月24日付けの賠償金請求において、市はその納付期限を令和3年10月4日と定め、株式会社予州興業からその期限前である令和3年9月1日に賠償金が全額納付されている。したがって、本件工事請負契約1及び本件工事請負契約2の約款第53条第1項、本件工事請負契約3の約款第60条第1項にある「受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないとき」に該当しないため、延滞金を徴収する必要はない。

以上のとおり、市は本件賠償金債権3件について、すでに債権管理上必要な措置をとっており、本件請求にかかる財産の管理を怠る事実はない。

よって、本件請求には理由がないため、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

以上